

# 施設基準

厚生労働大臣の定める掲示事項(平成30年4月1日現在)

【届出等による医療について】

本院は、次の施設基準に適合している旨、埼玉社会保険事務局長に届出を行っています。

## (1) 基本診療料の施設基準等

- ・夜間・早朝等加算
- ・機能強化加算
- ・電子化加算
- ・時間外対応加算Ⅰ
- ・明細書発行体制等加算
- ・有床診療所入院基本料Ⅰ
  - ・総合評価加算
  - ・医療安全対策加算Ⅰ
  - ・有床診療所入院基本料 夜間緊急体制確保加算
  - ・有床診療所入院基本料 医師配置加算Ⅰ
  - ・有床診療所入院基本料 看護配置加算Ⅰ
  - ・有床診療所入院基本料 夜間看護配置加算Ⅰ
  - ・有床診療所入院基本料 看護補助配置加算Ⅰ
  - ・有床診療所入院基本料 在宅復帰機能強化加算
- ・看取り加算
- ・有床診療所緩和ケア診療加算
- ・有床診療所一般病床初期加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・栄養管理実施加算

## (2) 特掲診療料の施設基準等

- ・院内トリアージ実施料
- ・救急搬送看護体制加算
- ・地域連携夜間・休日診療料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・難病患者リハビリテーション料
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・在宅療養支援診療所
- ・在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時等医学管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・在宅末期医療総合診療料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・在宅患者訪問看護・指導料
- ・同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・在宅患者訪問褥瘡管理指導料
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・胃瘻増設術(内視鏡下胃瘻増設術、腹腔鏡下胃瘻増設術を含む)
- ・輸血管理料Ⅱ
  - ・輸血適正使用加算
- ・人工肛門・人工膀胱増設術前処置加算

## (3) 入院食事療養/生活療養(Ⅰ)

## 【手術(特掲診療料の施設基準に該当する手術)の実施件数】

各年1月から12月の間における手術の実施件数

### (1) 手術の実施件数《区分2に分類される手術》

\*靭帯断裂形成手術等

平成28年	0件
平成29年	0件
平成30年	0件

### (2) 手術の実施件数《区分3に分類される手術》

\*母指化手術等

平成28年	0件
平成29年	0件
平成30年	0件

### (3) 手術の実施件数《その他の区分に分類される手術》

\*人工関節置換術

平成28年	3件
平成29年	0件
平成30年	0件

## 【救急病院等の認定について】

本院は救急診療所として

平成19年3月11日に認定される

## 【労災保険指定医療機関について】

本院は労災保険指定医療機関として

平成19年4月1日に指定される



久喜メディカルクリニック